

グループホーム メビウスまほろば運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人康仁会が運営するグループホーム メビウスまほろば（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「職員」という。）が、要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という）（以下、予防も含む）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

介護サービスの提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった要介護及び要支援状態の入居者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排せつ等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等の必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、入居者の認知症症状の緩和や悪化の防止に資するよう、目標を設定し計画的に行う。

3 事業に実施に当たっては、入居者一人一人の人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して、懇切丁寧に行う事を旨とし、入居者又は家族に対し、サービスの提供等に理解しやすいよう説明を行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グループホーム メビウスまほろば

(2) 所在地 奈良県奈良市六条西4丁目6番20号

(職員の職種及び職務の内容)

第4条

職員の職種及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている事業の実施に関し、事業所の職員に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行う。

(2) 計画作成担当者

計画作成担当者は、適切な介護サービスが提供されるよう指定認知症対応型共同生活介護および介護予防指定認知症対応型共同生活介護計画（以下「サービス計画」という。）を作成するとともに連携する医療機関、介護保険施設、等との連絡及び調整を行う。

(3) 介護職員

介護職員は、サービス計画に基づき、介護サービスの提供にあたる。

2 前項に定めるほか、必要な職員を配置することができる。

(利用定員)

第5条

事業所の利用定員は18名とする。

(内訳 1階ユニット 9名、2階ユニット 9名)

(介護サービスの内容)

第6条

介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 食事、入浴、排せつ、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助等

(サービス計画の作成)

第7条

介護サービスの提供を開始する際には、入居者の心身の状況、希望及び環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の職員と協議の上、援助目標、当該目標の達成するための具体的な介護サービスの内容等記載したサービス計画を個別に作成する。

- 2 予防におけるサービス計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 サービス計画の作成にあたっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明を行い、入居者又は家族から同意を得る。サービス計画を作成した際には、サービス計画を入居者に交付する。
- 4 入居者に対し、サービス計画に基づいて介護サービスを提供するとともに継続的な介護サービスの管理評価を行う。サービス計画の作成後においても、常にサービス計画の実施状況及び入居者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行う。
- 5 サービス計画の目標及び内容については、入居者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(利用料)

第8条

事業所が提供する介護サービスに係る利用料は、別紙重要事項説明書に定める。

(利用にあたっての留意事項)

第9条

利用の対象は、要介護もしくは要支援状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。

但し、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神状態がある場合
 - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合
 - (4) 共同生活を営むことが困難と判断した場合
- 2 利用に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対して必要な介護サービスを提供する事が困難であると認められた場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やか

に講じる。

- 4 入居者の退居に際しては、入居者及び入居者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行う。
- 5 居宅介護支援事業者等への情報提供及び福祉サービス、医療機関等との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条

介護サービスの提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 介護サービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(非常災害対策)

第11条

介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は入居者の避難等の適切な措置を速やかに講じる。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、非常災害に備え、定期的に避難訓練を実施する。
 - 一 総合的な避難訓練 年1回
 - 二 従業員の避難訓練 年2回

(業務継続計画の作成)

第12条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条

職員は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。但し、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 前項の規程による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ入居者家族に、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行う事ができる。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 前各項の規程による身体拘束等を行う場合には、職員により検討会議等を行う。また経過観察記録を整備する。
- 5 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を**1ヶ月に1回開催**し、その結果について職員に周知徹底を図る。

(衛生管理等)

第15条

入居者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように、必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条

事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- 2 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第17条

苦情、要望の窓口は管理者とし、サービス計画等に関する入居者又はその家族からの要望、苦情等に迅速適切な対応を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等については記録し、その完結の日から**5年間**保管する。
- 3 事業所は、苦情が介護サービスの質の向上を図る上での情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえて介護サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

(秘密の保持及び個人情報の管理)

第18条

事業所は、業務上知りえた入居者等に関する個人情報及び業務上の秘密事項について、入居者又は第三者の生命、身体等に危険を及ぼす等の正当な理由がある場合、正当な権限を有する官公庁の指示による場合、別に定める「個人情報保護方針」による同意がある場合に限り、第三者に開示することができる。それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても、第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は、業務上知りえた入居者等の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を職員との労働契約の内容とする。

(協力医療機関等)

第19条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人

保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(運営推進会議)

第20条

事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について運営推進会議規則を定める。

(その他運営に関する留意事項)

第21条

事業所は、個人情報及び業務の正常な運営を阻害する等、守秘すべき事項を除き、掲示、資料提供、説明会、情報紙、ホームページ等により、情報開示に努める。

- 2 事業所は、職員資質及び組織運営の向上を図るため、採用時及び現任、並びに職場内及び外部等での各種研修の機会を設け、また業務の執行体制を検証・整備する。
- 3 事業所は、介護サービスに関する記録及び運営に関する記録を整理し、5年間保存・管理を行う。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は協議に基づいて定めるものとする。

第22条

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規程する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から制定する。

令和6年3月1日 改定